令和４年１２月９日　総務文教委員会

総務部財政課

議 案 説 明 資 料

１　議案第６１号　田川市ふるさと寄附活用基金条例の制定について　・・・Ｐ１

議案第６１号　田川市ふるさと寄附活用基金条例の制定について

１　制定の理由

本市に寄せられたふるさと寄附金を、寄附者の意向に応じた事業へ活用し、活用した事業を明確化するため。

２　基金設置の経緯

ふるさと寄附金については、平成２７年度の税制改正（税控除上限額の引上げ、ワンストップ特例制度の創設）を皮切りに、全国的に寄附額が増加しており、令和３年度では日本全国で 8,000 億円にまで達している。

この傾向は本市も同様であり、平成２７年度には寄附額が１億円弱まで増加し、その後に取り組んだ寄附拡大戦略も功を奏し、令和３年度では 5 億円を超える寄附の獲得につながっている。

（参考：年度別寄附実績）

年度	件数	金額
平成27年度	7,753 件	93,471,600 円
平成28年度	6,428 件	117,020,111 円
平成29年度	5,809 件	142,890,000 円
平成30年度	5,065 件	120,432,000 円
令和元年度	4,488 件	94,564,000 円
令和2年度	14,747 件	183,849,000 円
令和3年度	50,142 件	545,157,000 円
令和4年度		（当初予算） 600,000,000 円

ふるさと寄附金は募集の際に使途を選べる仕組みとなっているのが一般的で、本市においても複数の使途メニューから選択できる仕組みとしており、寄附者の意向を寄附金の活用先（充当先事業）へ反映させることとしているが、寄附という性質上、最終的にどの程度の金額を獲得できるのか事前に予測することは困難で、寄附者の意向を十分に反映して事業を行うことが難しいという問題を抱えていた。

このような状況にあるため、寄附金の活用先については事業年度終了後（決算時点）において決定せざるを得ず、各年度の予算段階において寄附金の活用事業を示すことができなかったところである。

上述のように、寄附額が増加する中、これらの問題を解消し、寄附金の活用先を明確にするため、新たに基金を創設し、一旦、寄附金を基金へ積み立てた上で、事業実施の際に当該基金を取崩し、活用事業の経費に充てることとするものである。

３　条例案　４ページのとおり

４　条例案の主な内容

⑴　基金の名称　田川市ふるさと寄附活用基金

⑵　基金の主な内容

ア　受け入れたふるさと寄附金を基金へ積立てる。

※　原則として、前年度の寄附額を積立予定

イ　基金を取崩して、事業費に充てる。

※　原則として、前年度の積立額と同額を取崩し、活用する予定

ウ　寄附金の活用事業（基金繰入金の充当事業）は、寄附者の意向に応じ、決定する。

⑶　基金設置による効果

ふるさと寄附金の使途が、次のように明確となる。

ア　基金繰入金として事業へ財源充当することにより、活用先の事業が明確になる。

イ　事業へ活用できる額が、基金残高という形で明確になる。

ウ　活用できる額が明確になるため、予算編成の段階から基金（ふるさと寄附金）を財源として充当する活用先事業を決定することが可能となる。

５　今後の予定

⑴　令和４年度

ア　令和４年１２月議会へ次の議案を提案

(ｱ) 基金条例議案　…　本議案

(ｲ) 基金積立金（歳出予算）を計上した補正予算案　…１２月補正予算案

イ　基金条例及び補正予算成立後、基金積立てを実施（令和３年度の寄附金を積立て）

ウ　基金条例施行規則を制定予定　…　規則案は５ページのとおり

⑵　令和５年度

ア　令和４年度に積立てた額を、令和５年度の事業に活用する。（基金を取崩して事業へ充当）

イ　令和４年度の寄附金を、基金へ積立て

⑶　以後、毎年度、同様の処理を繰り返し実施

ア　前年度に積立てた額を、翌年度の事業に活用する。（基金を取崩して事業へ充当）

イ　前年度の寄附金を、基金へ積立て

６　筑豊八市における基金設置状況

同様の基金を設置済	飯塚市、直方市、行橋市、豊前市、宮若市
設置を検討中	中間市
未設置	嘉麻市

田川市ふるさと寄附活用基金条例（案）

（設置）

第１条　本市に寄せられたふるさと寄附金を、寄附者の意向に応じた事業に要する経費に充てるため、田川市ふるさと寄附活用基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第２条　基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算の定める額とする。

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

２　基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第４条　基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第５条　市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第６条　市長は、第１条に規定する基金の設置目的のための事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金の全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

田川市ふるさと寄附活用基金条例施行規則（案）

（趣旨）

第１条　この規則は、田川市ふるさと寄附活用基金条例（令和４年条例第６１号。以下、「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

（事業）

第２条　条例第１条に規定する基金の設置目的のための事業は、次の各号に掲げるとおりとする。

⑴　都市機能の整備に関する事業

⑵　産業・経済の振興に関する事業

⑶　生活・健康福祉に関する事業

⑷　学力向上・文化振興に関する事業

⑸　その他市長が特に必要と認める事業

（委任）

第３条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

【施行規則を定める目的】

規則第２条で設置目的（＝活用先）としている各事業の区分は、総合計画の第１章から第４章までと一致。

規則として定めた事業区分で寄附金を募り、集まった寄附金は寄附者の意向に応じて、各分野に該当する事業の財源として充当予定。

基金としては、ふるさと寄附活用基金のみの一つとするが、いただいた寄附金額は、事業区分ごとに個別に管理を行うこととしたい。